**津波防災地域づくりに関する法律の対象区域にある事業所が対象**

**第○章　津波浸水対策**

　製造事業所稼働時に、津波に関する警報が発令された場合における対応方法を次のとおり定める。

　なお、本事業所における津波の浸水想定高さは○○ｍ以上～○○ｍ未満である。

１　津波に関する警報発令時の伝達方法、避難方法等

（１）津波情報の入手方法

　　　津波警報等の各種情報の入手手段として、テレビ、ラジオ、携帯電話、緊急速報メール、インターネット、防災放送、衛星電話、地震津波警報機等のうち、複数の手段を確保する。

（２）津波に関する情報の伝達

　　　津波に関する情報が発令され情報を入手した場合、事業所長またはあらかじめ指定した担当者（以下「事業所長等」という。）警報が発令された旨を校内放送などにより従業員や来訪者等（以下「従業員等」という。）に周知させるとともに、事業所外の従業員等にも津波警報が発出されている旨を携帯電話等により連絡する。なお、収集した情報は事業所長等で集約し、事業所内へ随時伝達することで情報を共有する。

（３）避難場所及び避難対策

　　　避難が必要な場合の避難場所は○○（所在地の指定避難所等）とする。また、避難場所までの経路は下図のとおりとする。（※事業所内が避難先であれば省略可）

|  |
| --- |
|  |

（４）その他の避難に関すること

　　　事業所長等は出勤記録や来社記録などにより事業所内の従業員等の数を確認し、全ての従業員等に対して速やかに避難すべき旨、避難場所の位置、避難経路や方向を構内放送などにより周知させる。その他避難に関し必要な事項はあらかじめ従業員に周知させる。

２　津波に関する警報発令時の設備の運転停止等の判断基準、手順及び権限

（１）判断基準等

津波による浸水のおそれがある場合、事業所の長または運転管理者の権限により、設備の運転停止を指示する。

ただし、津波到達まで時間が無く、停止操作をすることで避難時間が確保できないと判断した場合、または地震による火災等により設備を扱うことが出来ず、消火対応等をすることで避難時間が確保できないと判断した場合は、停止操作を指示せず、従業員を速やかに避難させる。なお、この指示を待つ時間がない場合は従業員自らが避難の判断をしても構わない。

（２）手順

運転停止はあらかじめ作成している運転マニュアルの基準を遵守したうえ、次の手順により安全に行う。

１）退路の確保保護具の着装（毒性ガスを扱う事業所の場合）

２）設備設置場所での火災及び漏えいの有無の確認

３）運転の停止

４）その他重要バルブ等の閉止

３　津波防災に係る教育、訓練及び広報

津波を伴う大規模地震の防災対策を円滑に行う為、津波防災に係る教育、訓練及び広報を実施する。なお、教育の実施に係る基本計画は保安教育計画に定めるところによるものとする。

（１）教育、訓練内容

　　　津波防災に係る教育及び訓練内容は下記のとおりとする。

１）地震、津波に関する基礎知識について

２）地震、津波発生時に事業所で想定される被害について

３）地震、津波発生時の任務分担及び行動要領について

４）避難場所、避難経路について

５）その他必要な事項について

（２）広報方法

必要に応じ、事業所周辺の地域住民に対して、訓練の内容、時期等について広報する。

４　津波の被害想定及び情報提供

（**※津波浸水想定が３メートルを超える場合に限り規定する事項**）

（１）津波による製造設備への被害

　　　津波による製造設備の破損状況、ガスの漏えい程度、周辺への被害状況等をあらかじめ予測し、被害の確認方法を明確にしておく。

（２）関係行政機関等への情報提供

　　　前記（１）により予測した被害想定について、必要に応じ、関係行政機関等へあらかじめ情報提供する。

５　充てん容器等の流出防止対策等

（**※冷凍保安規則が適用される事業所を除き、津波浸水想定が１メートルを超える場合に限る（車両に固定した容器にあっては、２メートル）**）

（１）流出防止対策等

　　１）容器置場にある充てん容器等

　　　　容器置場内の容器をチェーン掛け等により固定するとともに、容器置場の入り口に扉やシャッターが設置されている場合は閉止する。また充てん中の容器については、直ちに充てん作業を中止し、充てんラインの元弁を閉止するほか、可能な範囲で容器弁の閉止及び容器の固定を行う。

　　２）自らが所有する車両に固定した容器

　　　　敷地外への避難が交通事情を踏まえて可能であれば、あらかじめ計画した近隣の高台等の避難場所に退避させる。退避が困難であれば、事業所内の比較的津波の影響を受けにくい場所に留め、ロープ等で固定するなどの対策を行う。

（２）回収体制等

　　　敷地外への容器流出が発生した際は、関係行政機関や各関係団体に速やかに報告するとともに、必要に応じ、回収体制の応援要請を行う。また、協力体制の周知にあたっては、関係機関を含めたホームページや書面等により行う。

６　津波に関する警報発表時の保安設備の作業手順等

（１）作業手順

緊急遮断装置や防消火設備などの保安設備については、使用方法をマニュアル化しておき、定期点検や保安教育において使用方法を定期的に確認し、津波警報が発令された時は、これを活用して製造施設の安全確保のための措置を行う。

（２）保安設備の機能が喪失した場合における対応策

停電等により保安設備が機能喪失した場合、携帯用ガス検知器や懐中電灯等により可能な限り製造設備の安全確保のための代替措置を行う。

７　津波に関する被害を受けた製造設備の保安確保の方法

（１）被害状況の確認

　　　製造設備に係る被害状況の確認に関し、安全に活動できることを確認したのち実施する。

１）人命に関わる対応を最優先とする。

２）製造設備の被害状況、及び周辺の被害状況を調査する。

３）ガス漏えいなど製造設備の異常が継続している場合は、上記２（２）の手順に従い運転停止の措置をとる。

（２）被害を受けた製造設備の保安確保

　　　被害状況を確認したのち、次の手順で対応措置をとるものとする。

　　１）製造設備の全般点検を実施する。被害が確認できなかった場合も同様とする。

　　２）保安設備を含め、設備に異常があった場合は再度周辺への被害を確認するとともに修繕

　　　が完了するまでは製造を開始しない。

　　３）製造再開後も設備に異常が生じないか定期的に巡回監視する。

（３）休日・夜間の対応

　　　休日、夜間に津波警報等が発令された場合は、宿日直者または規定による当番が警報解除

　　後に上記７（１）を行い、速やかに保安係員（または保安監督者）に報告する。

**危害予防規程に追加すべき事項の記載例**

本記載例を使用するにあっての注意点

１. 原則、法令が要求している危害予防規程に定める事項を、自らの製造所等の状況を考慮し、遵守可能な対策を自ら検討し作成することが本来の作成手順となります。

２. 特段の指導が無い場合や、自ら作成することが困難な場合、事業者の作成の一助となることを目的とした記載例となります。

３. 記載している内容について、自らが実践できるかどうかが重要です。記載内容の実施が困難な場合や、事業所の実情に合わない場合などは、それぞれの実態に即して記載を変更してください。

４. 記載している地震対策について、既に危害予防規程に定めている場合は、詳細項目に抜けている事項が無いか確認し、抜けている事項がある場合は追加規定してください。